

高崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和3年6月30日

高崎市代表監査委員 小 泉 貴代子

記

- 1 措置通知があった年月日 令和3年6月24日
- 2 監査結果及び措置内容 別紙のとおり

3. 指摘及び意見

項番	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
<b>(2) 総論</b>					
意見1 (3) 荒廃農地について	農林水産省による荒廃農地の発生防止及び解消の取り組みのうち、まだ高崎市が進めていない対策については、早期に実施できるよう検討していただきたい。	年々増加する荒廃農地を解消するため、荒廃農地等を再生活用する農業者を支援する「農地再生推進事業補助金」を創設し、農地の再生を推進する。また、農福連携についても調査研究費の予算化を行い、引き続き研究していく。	151	農政部	農林課
意見2 (4) 担い手への集積率について	農地情報バンクは借手を貸手への紹介後の交渉結果について、契約が成立しているかは農地情報バンクの成果の把握のために必要であることから、契約の成否については登録申請者から報告を受けることが望ましい。また、契約が成立した場合における契約条件については登録申請者より報告を受け、情報を整理した上で新たな貸手、借手に参考情報として提供を行うことが望まれる。	これまでも申請者に、貸借の成否結果の報告をいただくよう依頼をしているところであるが、徹底されていないため、今後は申請者に対して報告を徹底していただくよう再度依頼する。また、報告を受けた情報については整理し、今後の参考資料として活用していく。	151	農政部	農業委員会 事務局
意見3 (5) 農業振興計画について	分野別の計画書に基づき農業振興政策を展開しているとのことであるが、施策、事業の多くは成果目標を持っていないことから、事業の成果を定量的に評価することが困難であると思われる。行政目標を設定し、農業関係者も交えて実現可能な行政計画が策定・実行されるよう、成果測定を行い、さらなる計画の推進へと生かされる取り組みがなされたい。	成果指標を設け、定量的評価を行っても農家の満足度を指標化することは困難であり、計画策定に重点をおくのではなく、農業振興に対しより効果や実効性のある予算化を図り農家を支援していく。	151	農政部	農林課
意見4 (6) 林業について	森林・林業は近年関心が高まりつつあるSDGsと密接に関係しているため、持続的な社会の実現のためのSDGsの観点から森林・林業に関する行政計画に取り込むことが望まれる。	10年毎に「高崎市森林整備計画」を策定しているが、今後は、SDGsの観点、産業としての成長産業化、持続可能な視点を注視し、それを計画づくりに反映できるよう研究していく。	151	農政部	農林課
<b>2. 各論</b>					
意見5 No.1 除草委託料	除草作業に関し、委託先である公益社団法人高崎市農業公社と随意契約にて委託を行っているが、高崎市農業公社に対して毎年高崎市から高額の運営費補助がなされていることも踏まえ、随意契約の妥当性を毎年慎重に検討すべきである。	当該契約は、1件10万円以下の委託業務であることから、契約規則に則り適切に執行していると考ええる。	152	農業委員会	農業委員会 事務局
意見6 No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.5 農業後継者活動促進費補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金	当該補助金は、申請団体に対して毎年交付されているものであるが、交付の根拠となる規定としては、高崎市補助金等交付規則があるのみであり、当該補助金の交付要綱等が設けられていない。また、申請団体にかかるどのような経費を補助対象とするか定められていないことから、妥当性の検討や事後の検証において支障となっている。高崎市補助金等交付規則は、高崎市において交付するすべての補助金等の根拠となるものであり、特定の補助金の交付について詳細な定めをしているものではないことから、当該補助金の目的、補助事業の具体的内容、補助対象経費等を明確にした補助金要綱を早急に設けることが望ましい。	補助金交付要綱を制定し、補助の対象となる経費を明確にし、事後における補助金支出の妥当性について検証を行っていく。	152	農業委員会	農業委員会 事務局
指摘1 No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金	当該団体の活動としての後継者活動促進費について、補助事業の経費として相当ではないものが見受けられた。今後は、補助事業の対象経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求め、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。	補助金交付要綱を制定し、補助の対象となる経費を明確にし、事後における補助金支出の妥当性について検証を行っていく。	152	農業委員会	農業委員会 事務局
意見7 No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.5 農業後継者活動促進費補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金	当該補助金に関しては、各団体から総会資料の提出といった形での実績報告は受けているが、効果指標などは設けていない。当該補助金は、毎年特定の団体に対して特定の額が交付されるものであるが、効果指標などは設けられていないため、事後的に効果測定を行うこともできず、補助金の交付の妥当性も、今後の補助金の必要性についても判断することができない。補助金の効果測定を行うために、成果指標を設けるべきである。	一概に成果指標を定められるものではないが、事業実施後に団体から提出される実績報告書や団体役員等からの聞き取りにより、事業内容について精査した上で検証を行っていく。	152	農業委員会	農業委員会 事務局

項番	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
意見8 前金払の妥当性について No. 5 農業後継者活動促進費補助金	当該補助金は、一団体のみ前金払で交付されていた。しかし、当該補助金については交付要綱等が設けられておらず、補助対象経費も不明確であることなどの事情が相まって、本当に前金払の必要があったのかどうかの妥当性を判断することができなかった。今後は交付要綱等を設けて補助対象経費を明確にするるとともに、前金払の必要性についても具体的かつ慎重に検討すべきである。	補助対象団体の予定される事業及びその年度の繰越金等を精査し、団体の事業実施に支障をきたす場合にのみ前払金にて補助金の支出を行うよう検討していく。	153	農業委員会	農業委員会 事務局
意見9 制度の見直しについて No. 8 農業融資資金貸付金	高崎市独自でJAへの融資を行うことの必要性は乏しくなっていると考えられるため、制度そのものの見直しを検討すべきである。	融資制度を活用するためには、認定農業者もしくは認定新規就農者である必要があり、農業者の資金調達を支援する下支えとなるもので、本制度は必要不可欠なものである。	153	農政部	農林課
意見10 要綱の整備について No. 8 農業融資資金貸付金	返済される資金ではあるものの支出時には毎期一定額の市の負担がある以上、要綱を作成した上で支給を行う必要がある。	早急に、当該融資制度を運用するための要綱整備を進めていく。	153	農政部	農林課
意見11 補助金の対象となった事業の支出に関する報告について No. 10 農業ふれあい四季の里事業補助金 No. 11 ぐんま青空マルシェ事業補助金 No. 21 経営所得安定対策推進事業補助金	高崎市としても定期的（例えば複数年に一度）に支出内容の詳細報告を求めることもしくは支出に関する領収書の添付を定期的に求めるなど、一定の牽制機能を発揮することが補助金制度の趣旨に照らして望ましい。	要綱上、実績報告書へ監査報告書の添付により、領収書等の添付は求めているが、今後は補助金の交付者として、定期的に監査を実施し、会計帳簿や支出調書類の確認をしていく。	153	農政部	農林課
意見12 制度の周知について No. 10 農業ふれあい四季の里事業補助金	申請団体は毎年特定の団体となっているため制度そのものの拡大を行うべく周知方法の検討を行うべきである。	新規の申請がないため、制度の効果的な周知方法を研究していく。	154	農政部	農林課
意見13 課に事務局を置く団体の補助事業の支出に関する報告について No. 12 農業まつり補助金 No. 13 はるなの梨まつり補助金	当事業は事務局が高崎市であるため支出内容の確認は市側でも行っているとのことであるが、支出内容の透明性確保の観点から主要な費目については内容を記載した上での決裁を残すべきである。支出の大半を占めているのは会場設営費であることから、少なくとも当該費用については詳細報告を作成することが望ましい。	支出の大半を占める会場設営費などの業者選定は、市内業者3社による見積もり合わせにて決定している。また支出先、支出額は一覧表で管理しているが、決算書上でも確認できるよう、決算報告書の備考欄に記載するなどの改善を行っていく。	154	農政部	農林課
意見14 農産物認証制度の設立について No. 15 農畜産物広報活動委託料	高崎市内産農産物広報活動について、業務委託先は異なるが、実質的に同じ先と見てよく、PRイベントにおいても重複がみられる。高崎市内農産物広報活動という本旨に基づき、市内農産物認証制度を設立するなど、より効果的な広報活動を行うことが望まれる。	広報活動委託料は、数種類のメニューに分かれているが、それぞれが目的をもって実施しているため重複はしていない。また本市の広報活動は、幅広い農畜産物や加工品を対象としており、地産多消の展開を続けることでそのブランド力を高めていくもので認証制度の設立は考えていないが、今後も効果的な広報活動を実施できるよう研究していく。	154	農政部	農林課
意見15 高崎トリニオン事業の成果目標の設定について No. 15 農畜産物広報活動委託料	高崎トリニオン事業は過渡的な状況にあり、独自事業で現在の運用形態は全国的に見てユニークなものといえる。しかしながら、現状は成果目標としての数値、金額の設定がないため、成否にかかわらず事業が継続される恐れがあることから、成果目標を設定し、高崎トリニオン事業について評価されることが望まれる。	SNSを活用した販売や現地百貨店での展開など、様々な取り組みにチャレンジしながら高崎市の農畜産物のブランド力を高めていく方法を研究していく。	154	農政部	農林課
意見16 広報活動に関する成果目標の設定について No. 15 農畜産物広報活動委託料	広報活動の目的としてのブランド力を高めるという方針が見受けられるが、その成果が測定可能となるように成果指標を設定することが望まれる。	成果指標を設けても何をもってブランド力が向上したかの判断は一概にできない部分もあるため、いかにブランド力を高めることができるか今後の事業を通して研究していく。	154	農政部	農林課
意見17 補助金の案内に関するHPの更新について No. 16 農業者新規創造活動事業補助金	すでに募集のない補助金の案内がHP上で案内されているため、随時更新されるべきである。	今後は、掲載内容を最新情報に随時更新し、適切な情報発信に努めていく。	155	農政部	農林課
指摘2 6次産業化等推進事業補助金の補助対象事業について No. 16 農業者新規創造活動事業補助金	6次産業化等推進事業補助金の補助対象事業について、資料の情報だけでは補助対象として適切ではないと考えられる事業が存在することから、内規を整備する等定義を明確化し、選定の対象となる事業活動についての判断が正確になされるよう改められたい。	補助金交付要綱を補うための内規は整備済みであり、補助対象として導入可能な備品等の審査を的確に実施できるよう改善を行っている。また補助金申請者が制度の内容を理解するためのフローチャートも作成し、事業の適正化に努めていく。	155	農政部	農林課

項番	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
意見18 効果測定およびフィードバックについて No. 17 市農業会議所補助金	支出内容の大部分を占める情報誌（農家の友）について、利用者からのアンケート徴収などを行いその有用性について定期的に検証すべきである。	「農家の友」紙面の中でも、読者に対して意見や要望について随時募集を行っているが、読者にとって有用な機関紙となるよう研究していく。	155	農政部	農林課
意見19 実績報告書等の提出について No. 23 農地利用集積促進奨励補助金	高崎市農地利用集積促進奨励金は全額補助金であるが、実績報告は求めている。補助金等を交付した場合にはその実績を調査し、補助金等の支出の妥当性・適切性等を事後的に検証できるようにしておくべきであるため、高崎市農地利用集積促進奨励金交付要綱を改正し、奨励金の交付を受けた者から事後的に事業報告書等の提出を求めるよう規定を定めるべきである。	交付条件は利用権の設定であり、交付申請を受けた時点で対象とする行為は完了していることから、事業完了報告書の提出は不要との解釈により要綱を設定していたが、実績報告書も求めるよう交付要綱を改善していく。	155	農政部	農林課
意見20 補助金の成果測定について No. 37 畜産複合環境対策事業補助金	補助を行った施設整備や機械導入による成果物としてのたい肥の生産量や利用状況について報告を受ける仕組みがないため、補助金の成果測定のためにも報告書等により生産及び利用状況等についての報告を求められたい。	たい肥の有効活用が確認できる実績報告の仕組みを研究していく。	155	農政部	農林課
意見21 畜産農家の要望への対応について No. 37 畜産複合環境対策事業補助金	当該事業のように畜産農家の要望があり、かつ環境及び耕種農家にも及ぶ複合的かつ相乗的な効果が期待される事業については、前述の実績報告の問題を解消され、効果測定が可能となるよう改善された上で、要望に応えられるよう検討がなされることが望まれる。	今後、畜産農家の要望に沿えるよう研究していく。	155	農政部	農林課
意見22 変更申請書の記載内容の誤りについて No. 38 家畜防疫事業補助金	補助金等交付決定変更申請書の変更理由について記載が誤っているものが発見されたため、変更理由については、確認の上変更申請を受理されたい。	申請書・変更申請書・実績報告書を受領する際には、複数の担当者でチェックする体制を整えていく。	156	農政部	農林課
意見23 補助対象となるワクチンの定期的な見直しについて No. 38 家畜防疫事業補助金	群馬県畜産協会が提示している家畜予防注射事業（豚・牛・鳥）のワクチンにおいて、補助金の対象となるものは限定されているため、現状補助の対象外となっているワクチンも含めて今後の流行度合いを分析すること等により、補助金の対象に含めるかどうかについて、定期的に見直しながされるべきである。	家畜には数多くの伝染病があり、一度感染するとその経済的ダメージは計り知れないため、過去の流行などを基に家畜防疫の支援をしている。今後関係機関と連携を図り、適切な家畜防疫に努めていく。	156	農政部	農林課
意見24 酪農ヘルパーの育成、活用について No. 39 酪農ヘルパー利用促進事業補助金	酪農業の衰退に伴い、酪農事業の担い手不足は全国的な課題となっている。補助金事業以外の事業について、例えば、酪農ヘルパーの募集、教育のための取り組みや、現在の酪農ヘルパーを酪農家の担い手として活用できる制度の創設等、酪農事業の担い手の育成に関する事業についても検討されることが望まれる。	本事業は、担い手そのものを育成するという考え方ではなく、休みの取れない畜産業を支援するための方策である。担い手そのものの育成・支援の在り方については、引き続き研究していく。	156	農政部	農林課
意見25 補助事業の見直しについて No. 40 畜産環境対策事業補助金	現状、当該補助金の目的は達成されているものと考えられる。一方で、畜産複合環境対策事業のように応募多数となっている事業も存在しているため、畜産農家の要望や畜産業界の未来を考慮し、関連する事業の拡充、縮小及び統廃合等の見直しながされたい。	当事業を継続的に実施することにより、臭気が抑えられその事業効果が発揮されるものであることから、今後も継続的に支援を実施していく。	156	農政部	農林課
意見26 公共牧場の選定理由について No. 42 後継牛放牧推進事業補助金	公共牧場によって受託料単価に違いがあるため、放牧数によって補助の対象となる放牧料金は異なる。放牧する公共牧場を選定した理由について明確に記載される必要がある。	預ける牧場は、畜主の意向と、預かる牧場の体制により畜主が選定しているのが現状である。今後も畜主に牧場の情報を示しながら畜主の意向に沿った牧場での放牧を実施していく。	156	農政部	農林課
意見27 実績の報告について No. 43 畜産自給飼料推進事業補助金	補助金事業がその目的に資するかどうかを判断するためにも補助金による実績の報告を受けなければならない。自給飼料の収穫量、飼料自給率等の実績値の報告がなされる体制をとられたい。	自給飼料の生産を支援することが補助の目的であり、実績報告の在り方を含め研究していく。	157	農政部	農林課
意見28 小規模酪農家への自給飼料の調達支援について No. 43 畜産自給飼料推進事業補助金	現状の自給飼料の生産に対する補助事業では小規模酪農家にとってコスト負担が重く手が届かない状況にあるため、補助金の公平な支出という観点から小規模な酪農家に対して自給飼料の調達を支援する対策が講じられたい。	小規模酪農家は少人数で酪農業を営んでいるため、自給飼料の生産に取りかかれたいのが現状であるため、規模に関係ない支援の方法を研究していく。	157	農政部	農林課
意見29 鳥獣被害防止対策と一体の運営について No. 44 アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金	令和2年度より高崎市鳥獣被害防止計画が開始されているが、当該計画下において集まった被害地区、被害状況について、適時に畜産農家とも情報共有を行い、高崎市と畜産農家が一体となって、ASF及びCSF防止に努められることが望まれる。	市内の養豚場には、飼養衛生管理基準の遵守に必要とされる、小動物侵入対策、防鳥ネット消毒用動力噴霧器の設置、消毒マットの設置等、現状考えられる対策は実施した。今後は有害鳥獣の発生状況など情報共有し、関係機関と連携を図りながら発生防止に備えていく。	157	農政部	農林課

項番	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
意見30 公営企業会計の適用について No. 51 農業集落排水事業	下水道事業との統合を見据えた地域があることも踏まえ、公営企業会計の適用を円滑に行えるよう準備を進めていくことが望まれる。	当該事業の公営企業会計の適用においては、適切な運営が図れるよう移行時期、必要とされる作業等を含め研究していく。	157	農政部	田園整備課
意見31 農道台帳の整備について No. 53 農業用道水路整備事業	農道台帳や農道管理規則を整備して、農道管理を万全にすることが望まれる。	農道に関する法令や、他都市の農道管理規則を整理し、適切な農道管理が実施可能となるように研究していく。	157	農政部	田園整備課
意見32 整備対象の選定基準について No. 53 農業用道水路整備事業	農道、水路の整備については、対象となる農道、水路が選定された過程が客観的に明らかとなるように、評点等といった指標を用いた措置とすることが望ましい。	整備順位について、整備の緊急性、必要性の面から公平であることが確認可能となる指標の在り方についても研究していく。	157	農政部	田園整備課
指摘3 設計を行う際の改善について No. 56 地籍調査事業	地籍調査事業における測量委託の設計では、筆数の計算に法務局の公図及び庁内統合型地理情報システムを使用しているが、調査地区によっては調査対象の筆かどうかの判別が難しい箇所があることが判明した。今後は、公図及び庁内統合型地理情報システムだけでなく、土地登記簿謄本の調査や現地調査等を行い、筆数を把握し設計するべきである。	今後、測量委託の設計においては従来の方法に加え、土地登記簿謄本の取得や現地調査等を行い、筆数の把握に努めていく。	158	農政部	田園整備課

指摘 3 件  
意見 32 件  
計 35 件